

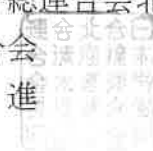
平成30年2月16日

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の
処遇改善と雇用安定に関する意見書の請願

紹介議員 北村 光明



請願者代表 住 所 上川郡清水町本通1丁目
氏 名 日本労働組合総連合会北海道連合会
清水地区連合会
会長 喜多 進



清水町議会
議長 加来 良明 様



地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の請願

【請願趣旨】

2016 年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約 64 万人とされ、いまや自治体職員の 3 人に 1 人が臨時・非常勤職員です。

職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたっています。また、その多くの職員が、恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

2017 年 5 月 11 日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自治体においては、2020 年 4 月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されます。

これらのことから、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第 99 条の規定に基づく意見書の提出をしていただきたくお願いいたします。

記

1. 地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。
2. 新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実に行うこと。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。
3. 一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保及び雇用の安定の観点から、引き続き検討を行うこと。

4. 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。